

第 8 回協議会資料

1. 第 7 回協議会の結果	1
2. 実施計画の進め方について	2
(1) 霞ヶ浦自然再生事業の進捗状況	2
(2) 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区での自然再生実施計画の進め方（案）	2
(3) 自然再生事業の実施計画の概要	3
3. 国土交通省が実施者として実施する主な事業内容の考え方について	4
(1) 自然再生事業を実施する上での基本的な考え方（前提条件）	4
(2) 自然再生の対象となる区域の各区間の特色及び事業の考え方（案）	4
4. 今後の進め方	15
(1) 自然再生協議会全体スケジュール	15
(2) 第 9 回協議会の進め方（案）	15
5. その他	16
・ 第 3 回霞ヶ浦（西浦中岸）の湖岸環境に関する勉強会の報告	16

平成 17 年 11 月 27 日

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

1. 第7回協議会の結果

(1) 日時

平成17年10月2日(日) 13:00~16:00

(2) 会場

霞ヶ浦環境科学センター 多目的ホール

(3) 議事

- (1) 開会
- (2) 第6回協議会の結果
- (3) 自然再生全体構想について
- (4) 今後の進め方
 - ・自然再生協議会全体スケジュール
 - ・第7回協議会の進め方(案)
- (5) 閉会

(4) 議事要旨

1. 自然再生全体構想案について

- ① 自然再生全体構想案(素案)を文言の修正を残し、了承する。
- ② 「はじめに」の自然再生協議会についての説明文章を「大きく損なわれている」という表現を残し、文言の修正をする。
- ③ 参考資料に、対象地区の事業の履歴を整理した資料を追加する。
- ④ 設置要綱の「土浦市及び霞ヶ浦町」を「かすみがうら市」に変更することを、平成17年10月2日付で決議したものとする。
- ⑤ 協議会での意見を基に修正した全体構想案(素案)を、次回協議会の前に委員に確認用として送付する。

2. 今後の進め方

- ① 協議会での意見を基に事務局が修正した「自然再生全体構想案」を、次回協議会冒頭で確認していただく。
- ② 次回第8回協議会は、11/27(日)に開催する。今後、実施計画策定に移行するにあたり、事務局で当該地区の基本資料や基本情報、また課題等を整理し、それらを提示した上で、意見交換を行なう。

(5) 参加者

◆協議会委員

所属等		参加人数	
専門家		3名	
公募委員	団体	5名	20名
	個人	15名	
地方公共団体	茨城県	9名	10名
	土浦市	1名	
関係行政機関	国土交通省 霞ヶ浦河川事務所	1名	2名
	独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所	1名	
合計		35名	

◆その他

所属等		参加人数	
傍聴者	一般、マスコミ	6名	



第7回自然再生協議会の様子

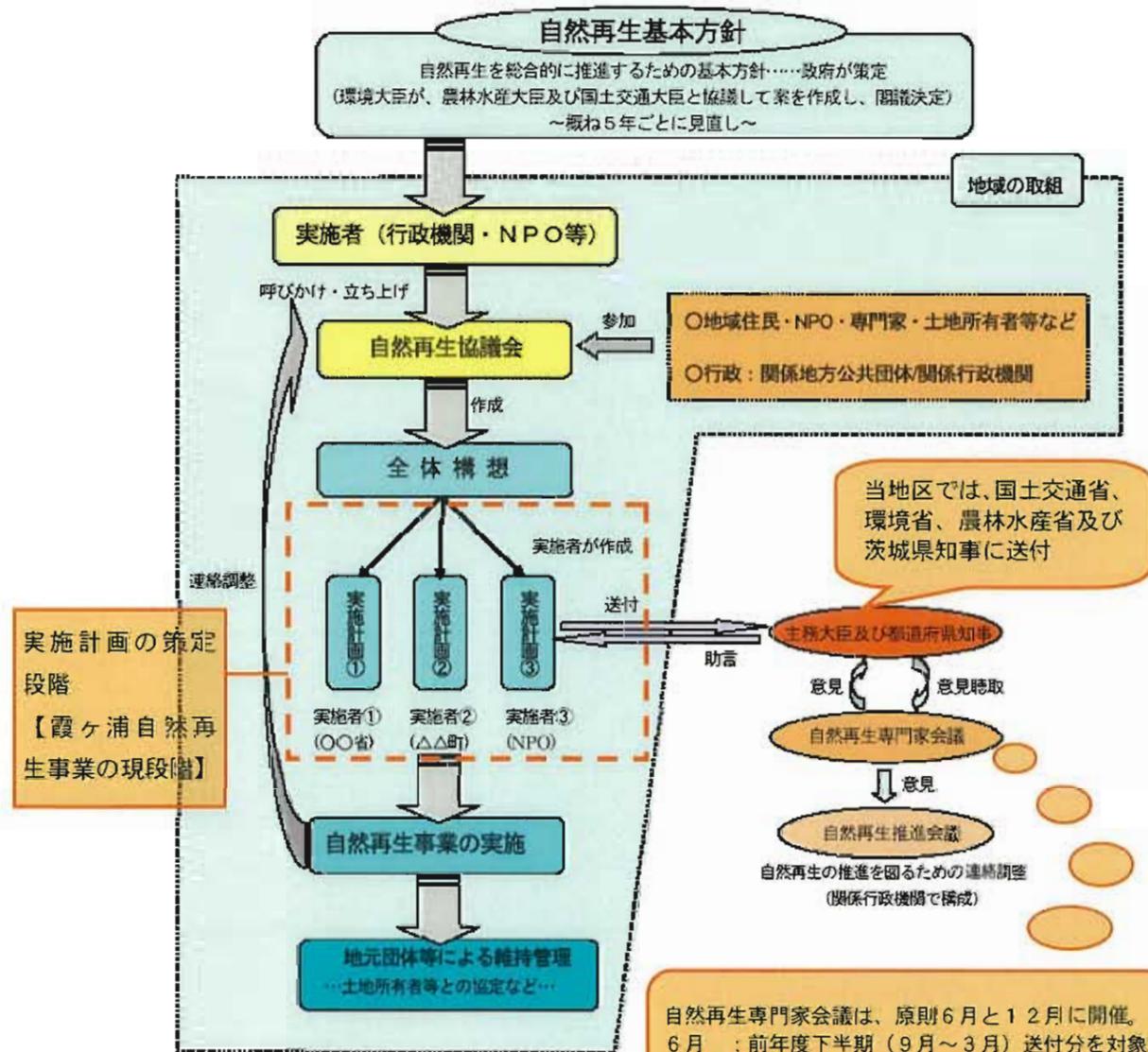
2. 実施計画の進め方について

(1) 霞ヶ浦自然再生事業の進捗状況

- ・霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業は、次回第8回協議会で「自然再生全体構想」を策定する予定です。
- ・今後は、作成した「自然再生全体構想」を踏まえ、「自然再生事業実施計画」(以下「実施計画」という。)の案について協議し、全体構想の中の「目標達成のための取り組み」の具体化を図ります。

自然再生推進法の概要

NPOを始めとする多様な主体の参画と創意による地域主導の新たな形の事業-自然再生事業-を推進



実施計画の策定段階
【霞ヶ浦自然再生事業の現段階】

※自然再生専門家会議
主務大臣が自然再生事業の実施に関する計画に関し必要な助言をする場合、又は、自然再生推進会議において連絡調整を行う際にその意見を聴くため、環境省、農林水産省及び国土交通省は、自然環境に関し専門的知識を有する者によって構成する自然再生専門家会議を開催する。

自然再生専門家会議は、原則6月と12月に開催。
6月：前年度下半期(9月～3月)送付分を対象
12月：当年度上半期(4月～9月)送付分を対象

自然再生事業の流れ(環境省HP資料に加筆)

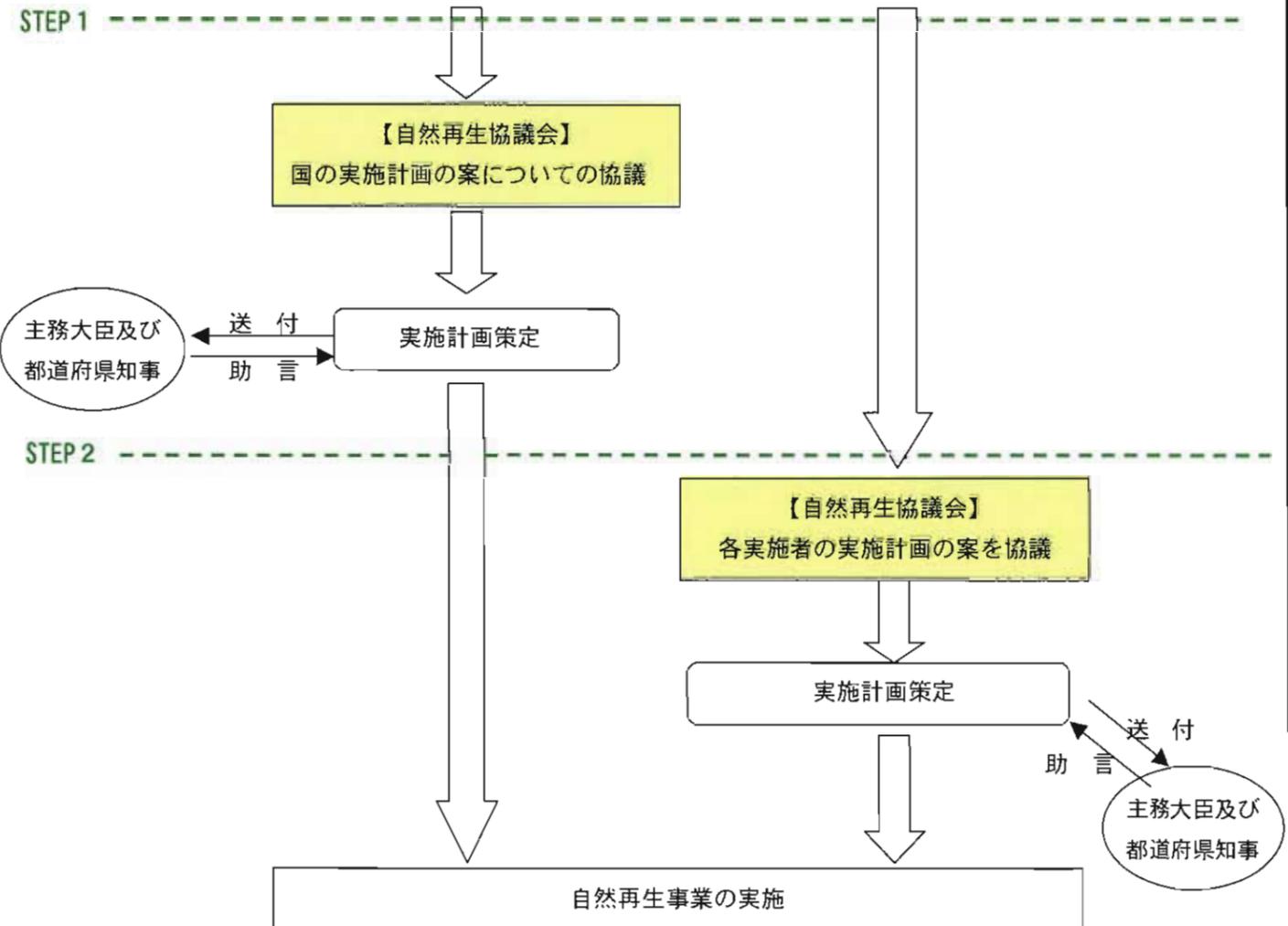
(2) 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区での自然再生実施計画の進め方(案)

当地区での自然再生実施計画の進め方(案)を以下のフローのように一例を示しました。

各実施者による実施計画の案

【実施者：専門家、公募委員(団体、個人)、国、県、市】
各実施者が、全体構想に基づき、実施計画の案を作成

		計画立案及び協議	施工	環境管理	環境モニタリング	環境学習	広報活動
委員	専門家	○	○	○	○	○	○
	公募	○	○	○	○	○	○
行政	国土交通省	○	○	○	○	○	○
	水資源機構	○	○	○	○	○	○
	茨城県	○	○	○	○	○	○
	土浦市	○	○	○	○	○	○
	かすみがうら市	○	○	○	○	○	○
	がうら市	○	○	○	○	○	○



霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区での実施計画検討の進め方フロー

(3) 自然再生事業の実施計画の概要

下表に自然再生推進法に定める事項について、具体的に記述する内容及び留意事項を示します。

実施計画に具体的に記述する内容及び留意事項

項目	内容	根拠
実施計画に定める事項	自然再生事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。	法9条2項
	(1) 実施者の名称又は氏名及び実施者の属する協議会の名称	
	(2) 自然再生事業の対象となる区域及びその内容 ・地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータを収集する。 ・必要に応じて詳細な現地調査を実施する。 ・調査結果を基に、事業が自然環境の特性に応じたものとなるよう、地区の特性を十分検討する。	基本方針3 (3)
	(3) 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果 ・自然再生事業の対象となる区域とその周辺における自然環境及び社会的状況に関する事前調査を実施する。 ・自然再生事業の実施期間中及び実施後の自然再生の状況のモニタリングに関して、その時期、頻度等具体的な計画を記載する。 ・その内容については、協議会において協議する。	法9条2項 基本方針3 (3)
	(4) その他自然再生事業の実施に関し必要な事項	法9条2項
実施計画作成上の留意事項	○協議会において十分に協議し、その協議に基づいて作成しなければならない。	法9条3項
	○全体構想と整合がとれたものでなければならない。	法9条4項
	○地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ、事前の調査とその結果の評価を科学的な知見に基づいて行う。	基本方針3 (1)
	○全体構想、地域の自然環境及び社会的状況に関する最新のデータに基づき、協議会における十分な結果を踏まえて行うこと	基本方針3 (3)
	○作成過程における案の内容を原則公開とし、透明性を確保する。	基本方針3 (4)
実施計画の内容上の留意事項	○自然再生事業の対象となる地域に生息・生育していない動植物が導入されることなどにより、地域の生物多様性に悪影響を与えることのないよう十分配慮する。 ○複数の実施計画が作成される場合は、情報を交換し、自然再生の効果が全体として発揮されるよう配慮する。	基本方針3 (3)

目次(案)

1. 実施者の名称又は氏名及び実施者の属する協議会の名称

- (1) 実施者の名称及び氏名
- (2) 実施者の属する協議会の名称

2. 自然再生事業の対象となる区域及びその内容

- (1) 自然再生事業の対象となる区域
- (2) 自然再生事業の内容

3. 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果

- (1) 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係
- (2) 自然環境の保全上の意義及び効果(モニタリング)

4. その他自然再生事業の実施に関し必要な事項

- (1) 維持管理について
- (その他、現時点ではなし)

3. 国土交通省が実施者として実施する主な事業内容の考え方について

(1) 自然再生事業を実施する上での基本的な考え方(前提条件)

<基本的な考え方>

植生等の再生を図る区域は、過去に植生に関する情報が存在する区域で実施する。現状の植生を極力保全する。(現状の植生を刈り取りしてまで養浜等を行わない。)消波施設等の現況施設はできるだけ活用する。環境学習として既に使われている箇所については、現状の利用状況を尊重する。土砂を投入する場合等においては、自然の力を借りながら変化に富む水辺空間を再生することとする。事業実施前及び実施後に必要なモニタリングを行う。

(2) 自然再生の対象となる区域の各区間の特色及び事業の考え方(案)

自然再生の対象となる区域の自然再生対象地区を、「現況及び過去の植生分布状況」、「地形条件」、「消波施設の有無」等から、A～Iの計9区間に分けてそれぞれの特徴を整理した。

なお、検討に用いた植生分布や地形条件の基礎資料(植生分布範囲の変遷、各区間の横断面)は参考資料に示す。

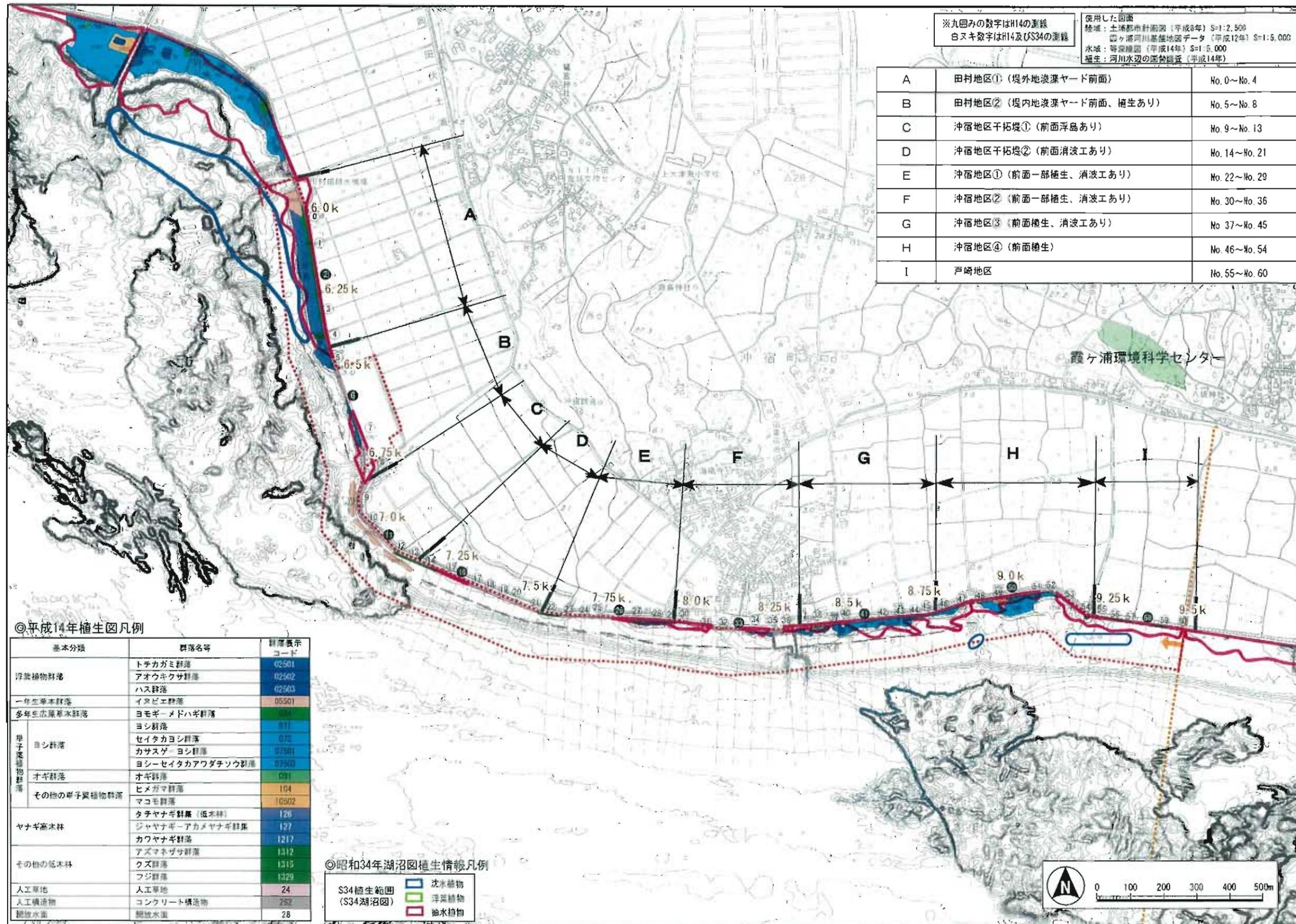
自然再生の対象となる区域の各区間の特色及び事業の考え方(案)

区間名	湖岸植生 1		施設等	地形条件 2	各区間の事業の考え方(案)
	現況 (H14)	過去 (S34)			
A(田村地区)	無	多	前面矢板 (堤外地浚渫処理ヤード)	対象範囲より沖側に深掘れ(砂利採取跡)がある。	・矢板によって囲まれた陸地(浚渫処理ヤード)と水域が遮断されている。水域との連続性をもつ水辺空間を再生する。
B(田村地区)	少	少	消波工有り (堤内地浚渫処理ヤード)		・堤内地側の浚渫処理ヤードを利用することで多様な生物が生育・生息する水辺空間を再生する。 ・心が癒され安らげる、湖岸景観を再生する。
C(沖宿地区 干拓堤)	無	無	浮島有り	対象範囲の多くに深掘れ(砂利採取跡)がある。	・矢板前面の水深が深く、過去にも植生は、ほとんど見られない。
D(沖宿地区 干拓堤)	無	少	消波工有り	対象範囲の沖側(既設消波工付)	・既存の植生を保全することで多様な動植物を保全する。
E(沖宿地区)	少	少	消波工有り	近より沖側)から	
F(沖宿地区)	少	少	消波工有り (沖宿集落前面)	水深が深くなる。	
G(沖宿地区)	多	多	消波工有り	なだらかな緩勾配地形が沖まで続く。	・なだらかな地形を活かし、過去に見られた植生帯まで植生を拡大させ、既に環境学習として利用されている状況を尊重し、人と湖のつながりを再生する。
H(沖宿地区)	多	多	-		・なだらかな地形を活かし、過去に見られた植生帯まで植生を拡大させ、既に環境学習として利用されている状況を尊重し、人と湖のつながりを再生する。 ・既存の砂浜があるため、憩いの場・環境学習の場としての水辺空間を再生する。
I(戸崎地区)	無	多	-		・なだらかな地形を活かし、過去に見られた植生帯まで植生を再生する。

1: 植生分布範囲の変遷図参照

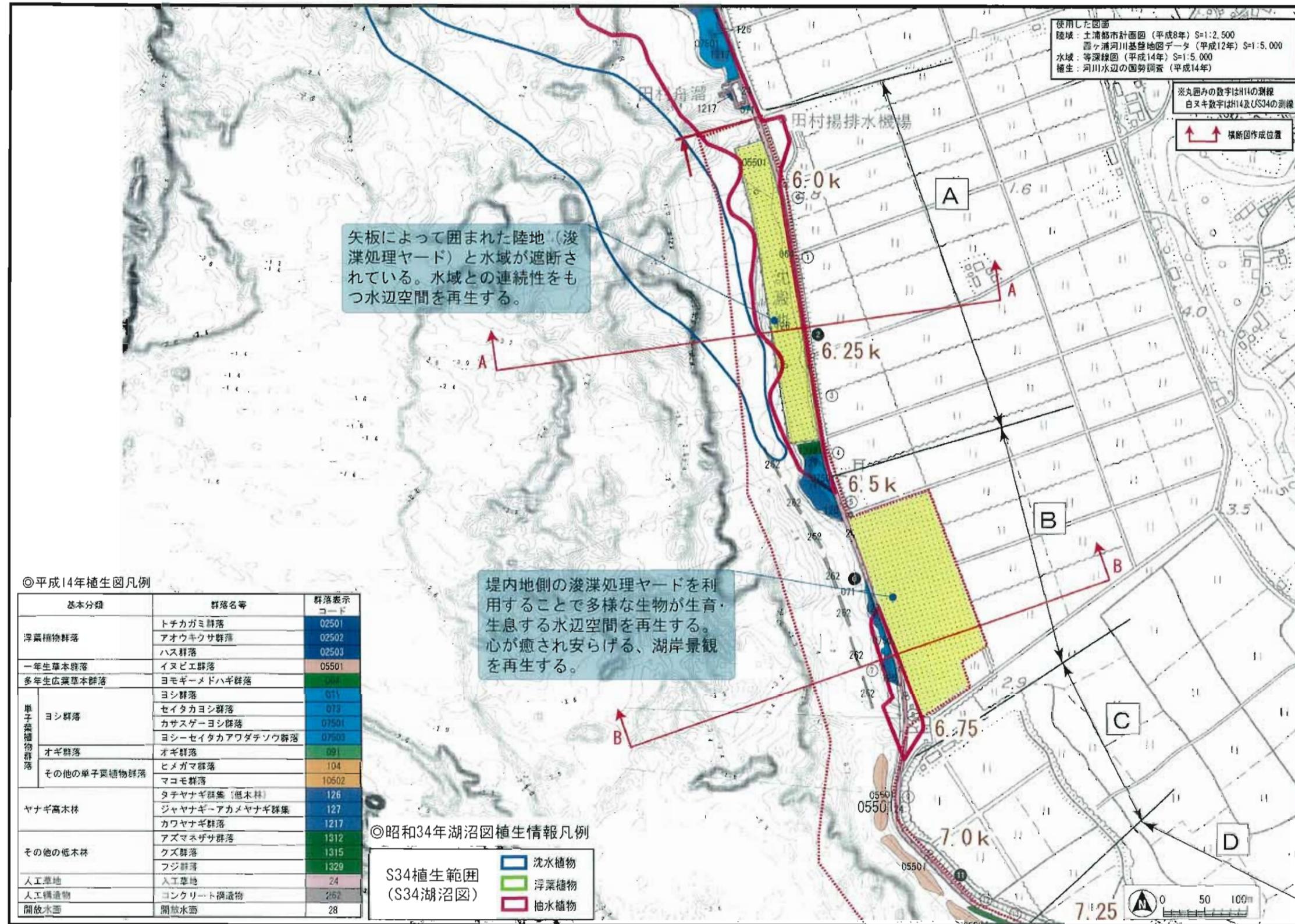
2: 横断面参照

○対象となる区域の区間区分



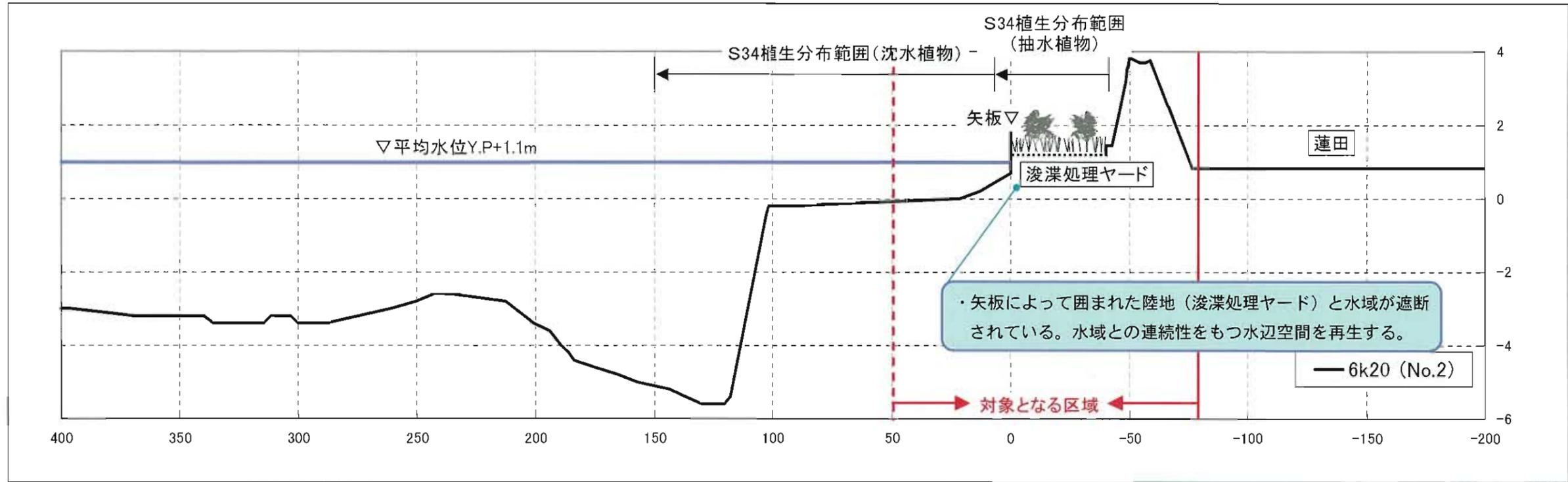
対象となる区域の区間区分

○各区間の考え方 (A~B区間)

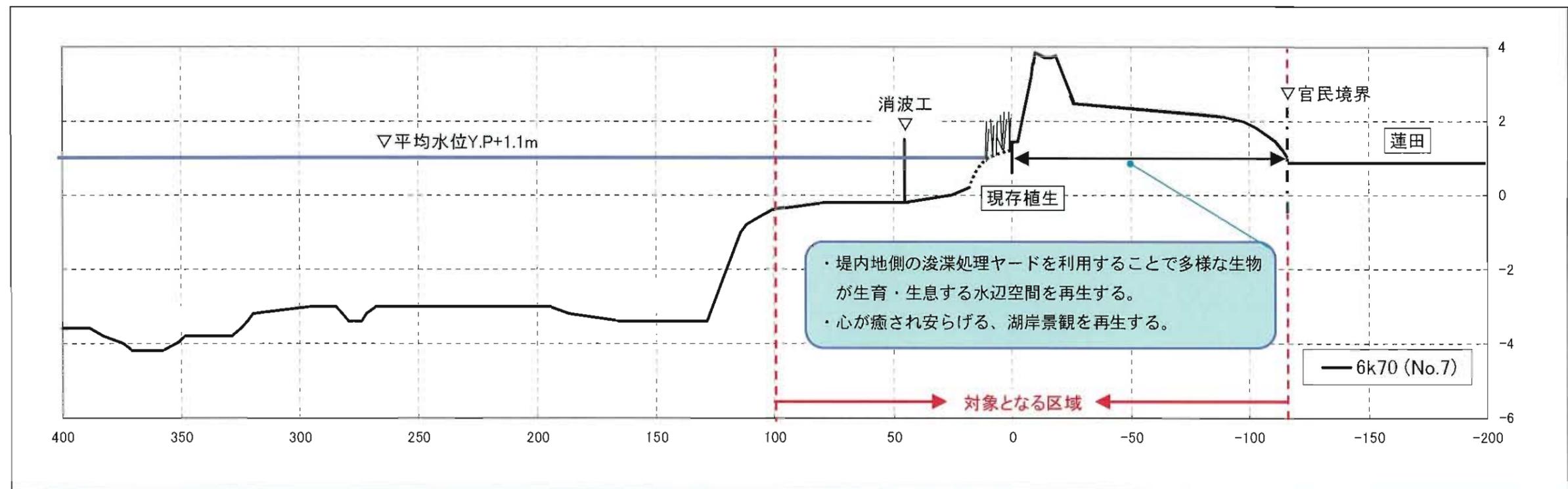


各区間の考え方 (A~B区間)

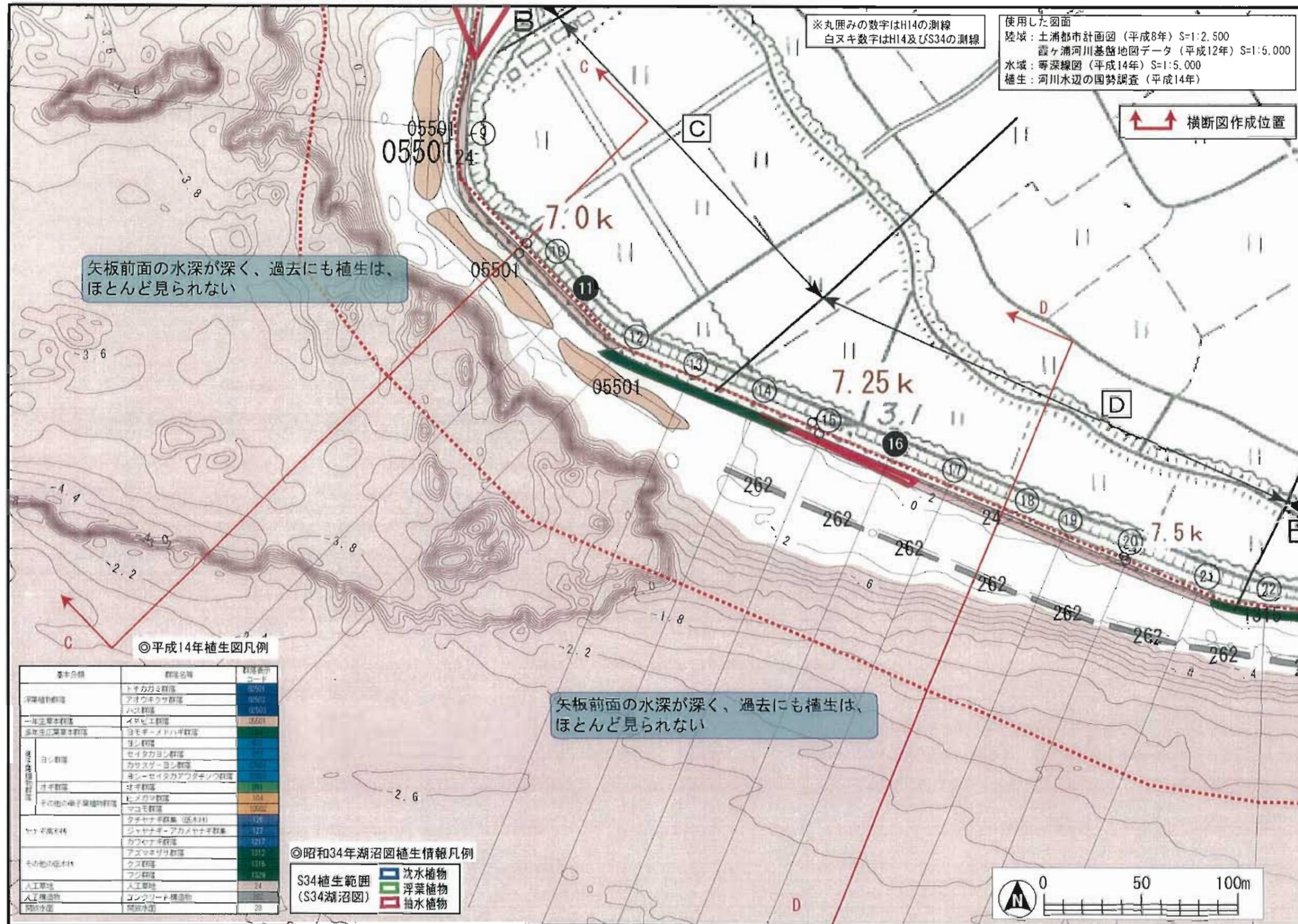
○A-A横断面図



○B-B横断面図

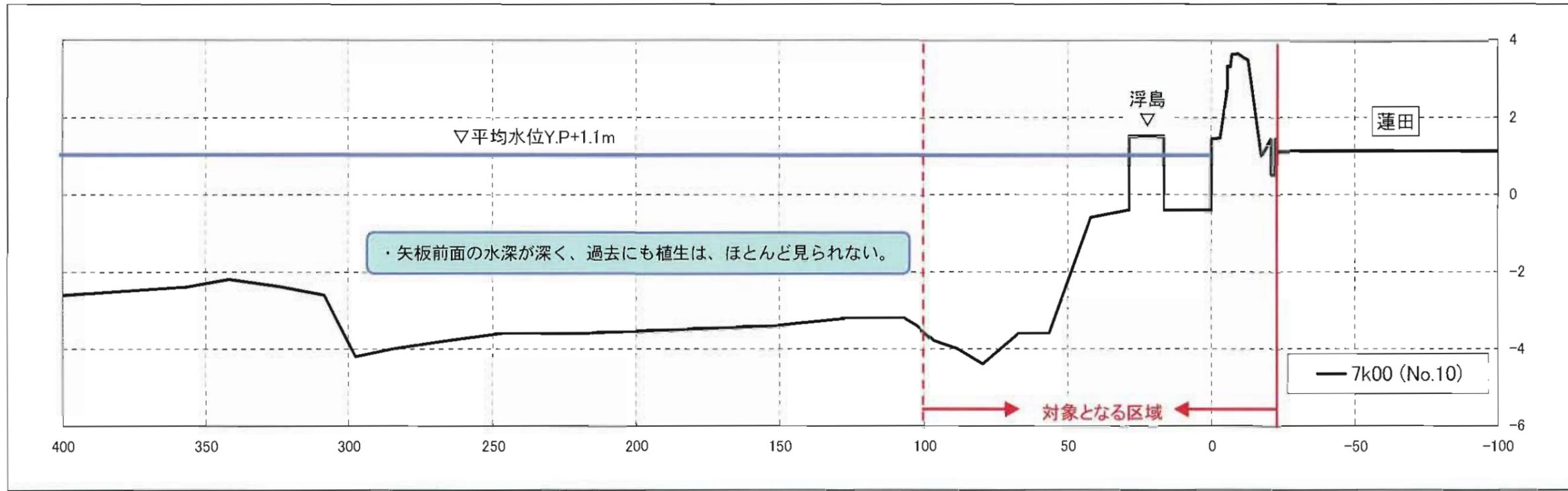


○各区間の考え方 (C~D区間)

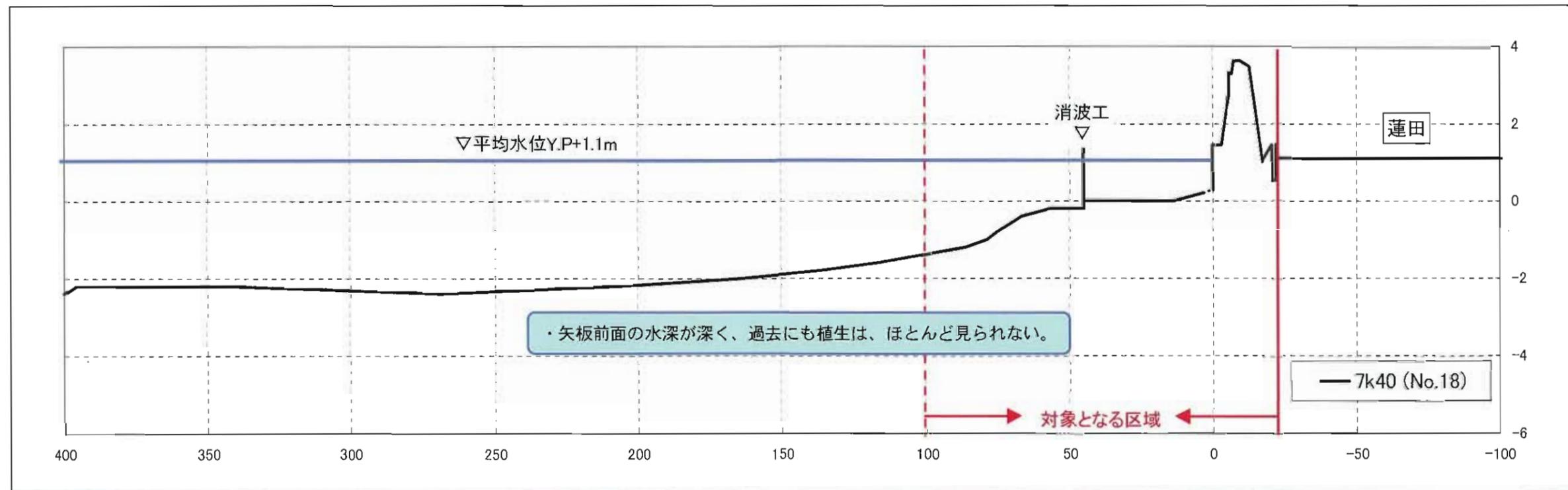


各区間の考え方 (C~D区間)

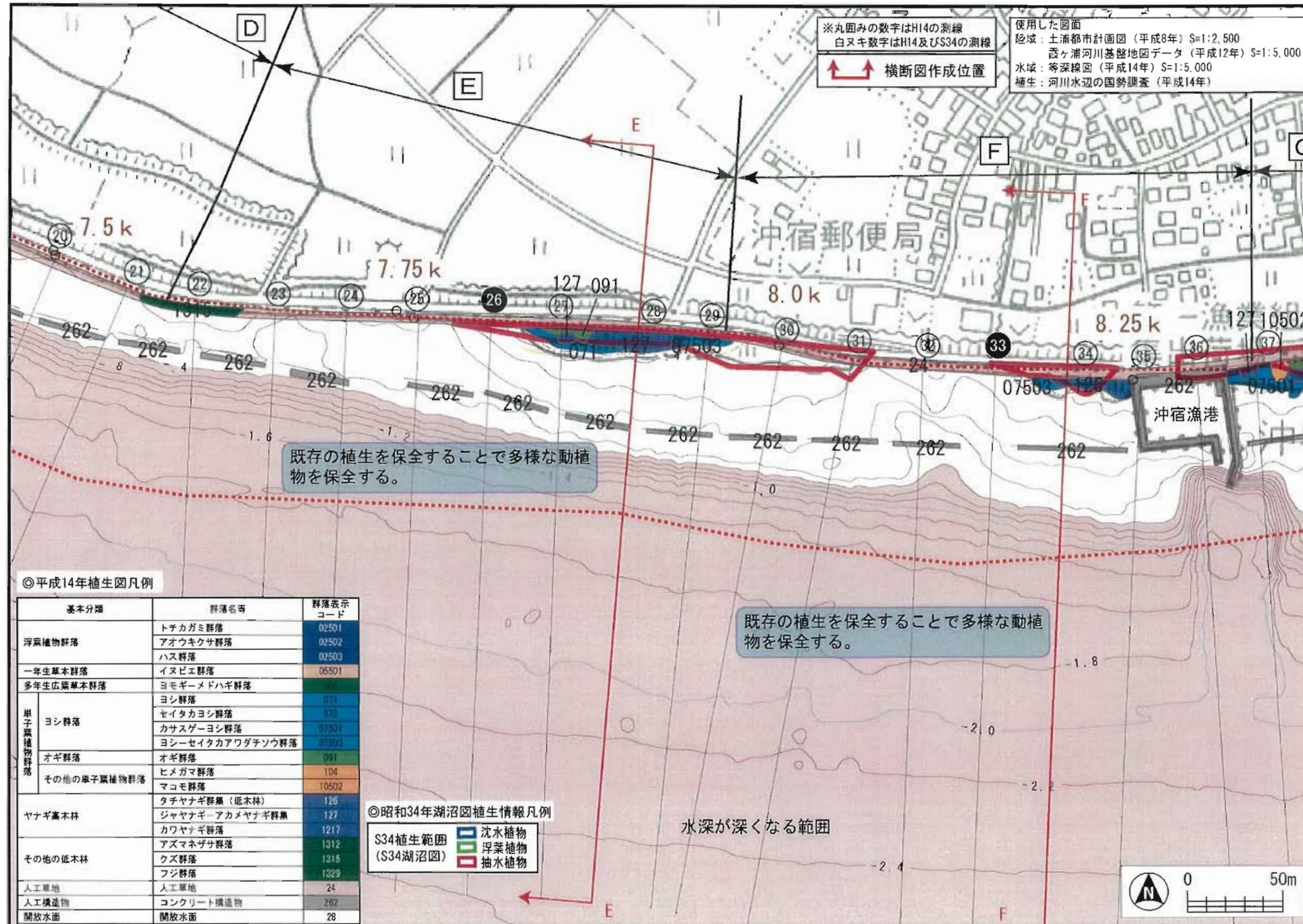
○C-C横断面図



○D-D横断面図

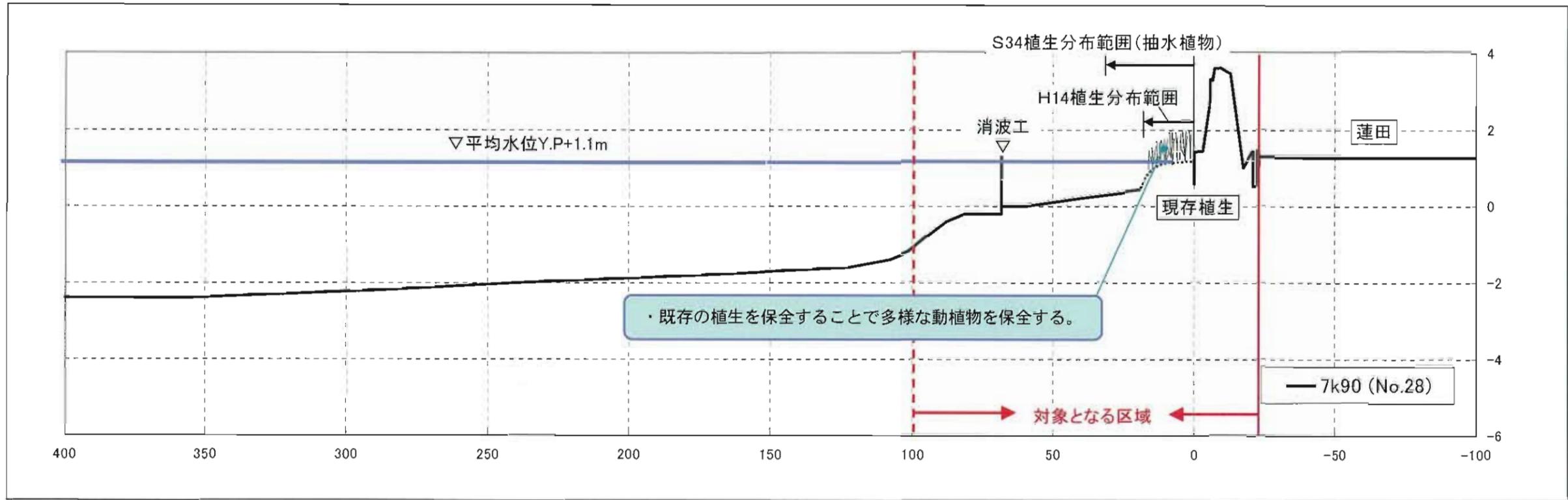


○各区間の考え方 (E~F区間)

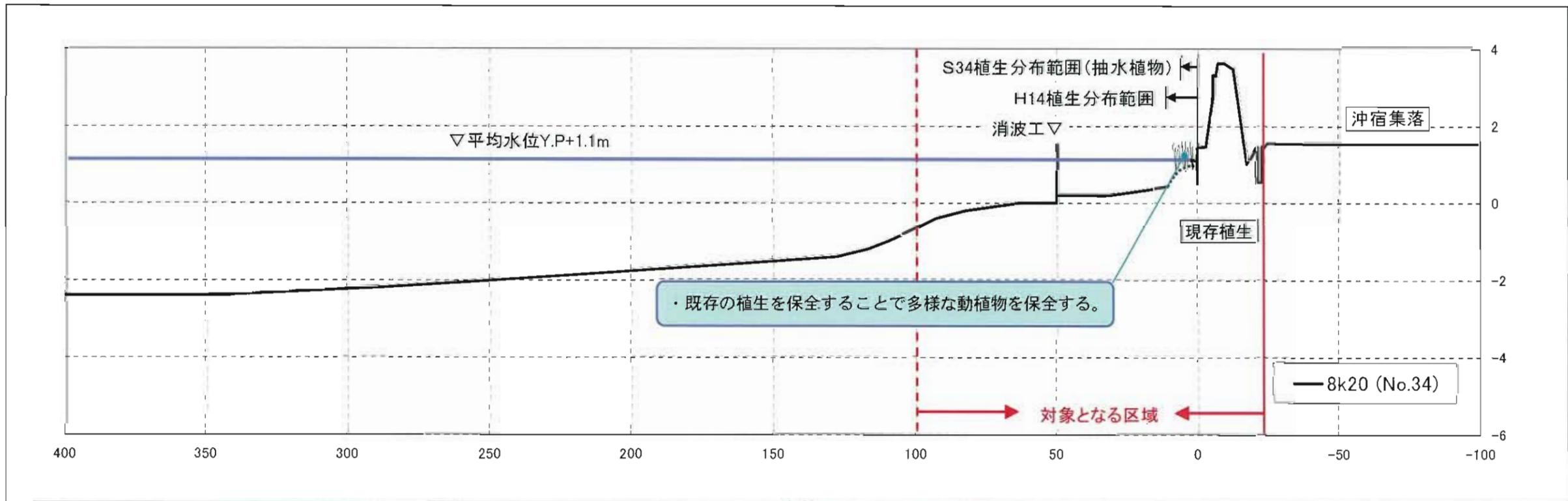


各区間の考え方 (E~F区間)

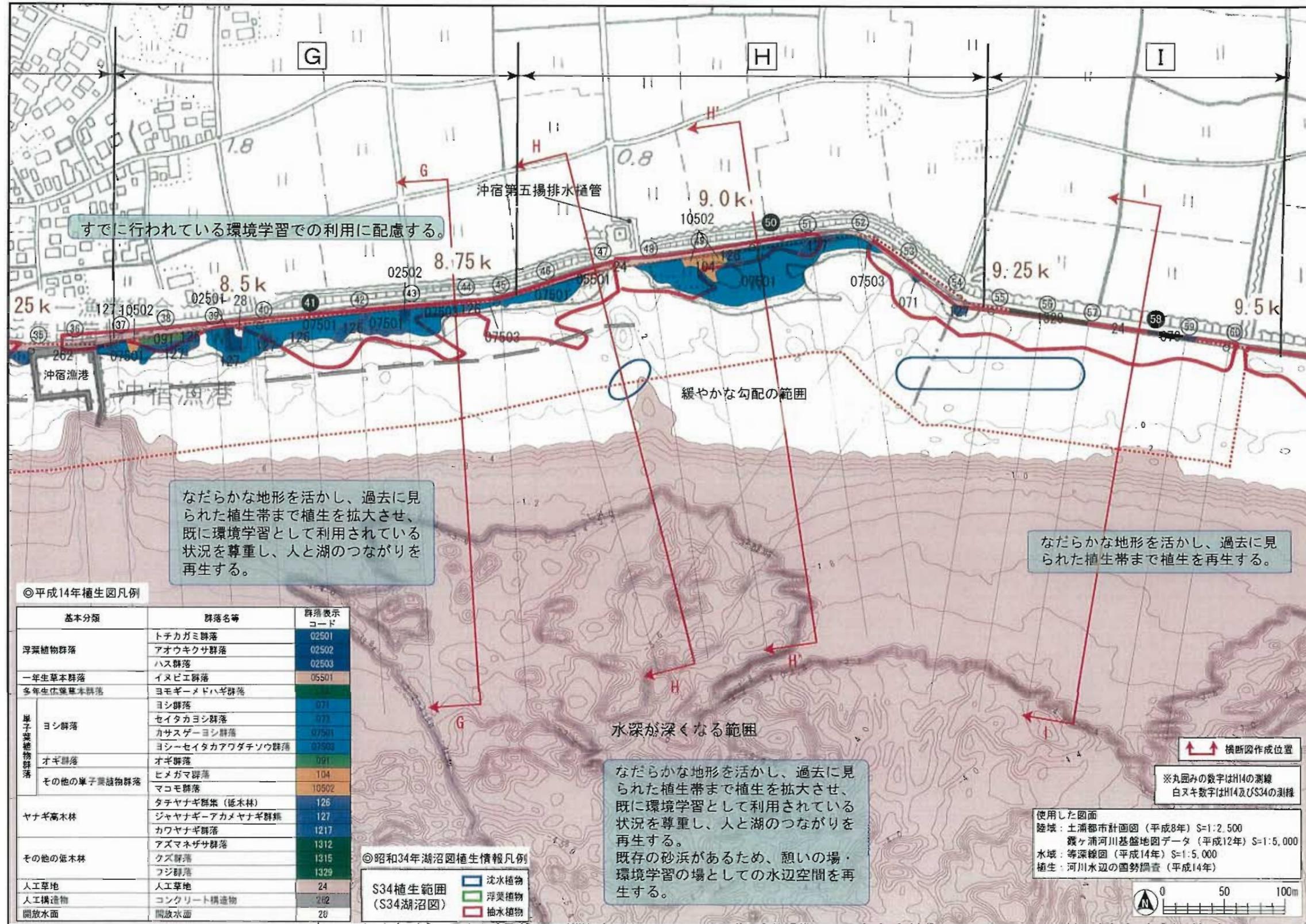
○E-E横断面図



○F-F横断面図

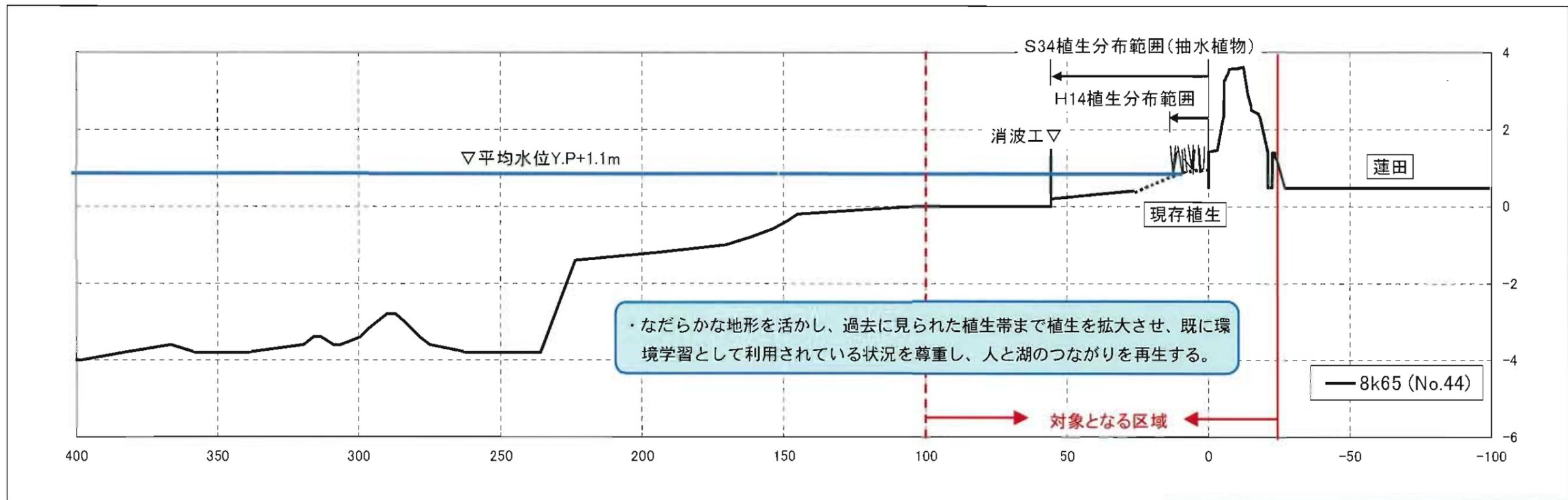


○各区間の考え方 (G~I 区間)

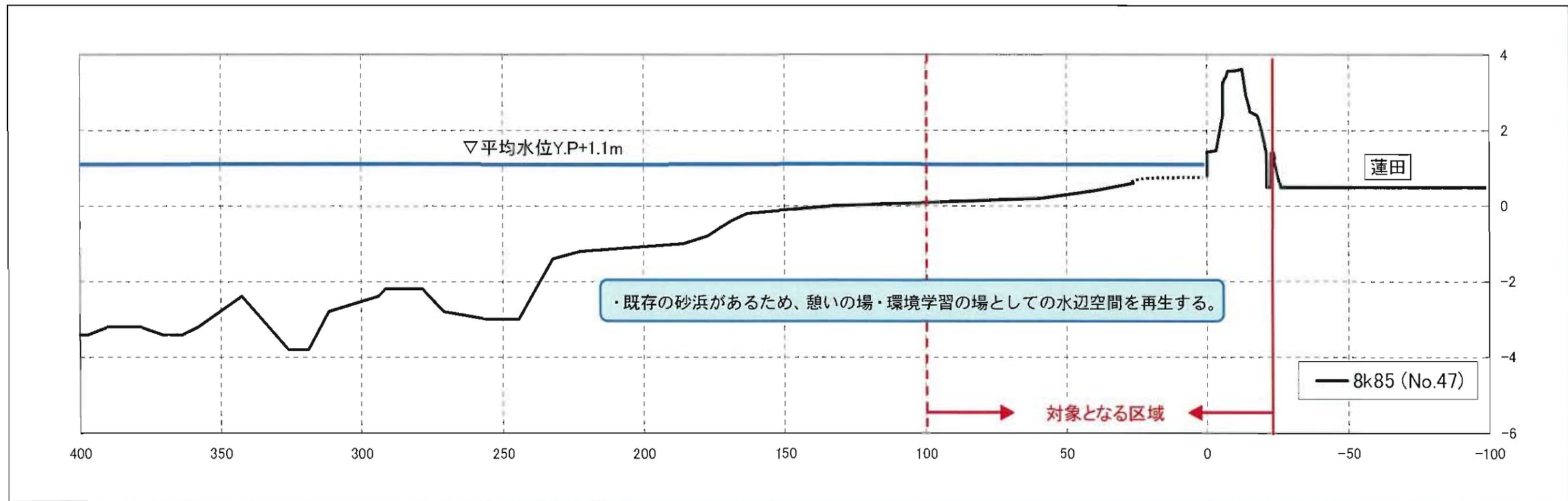


各区間の考え方 (G~I 区間)

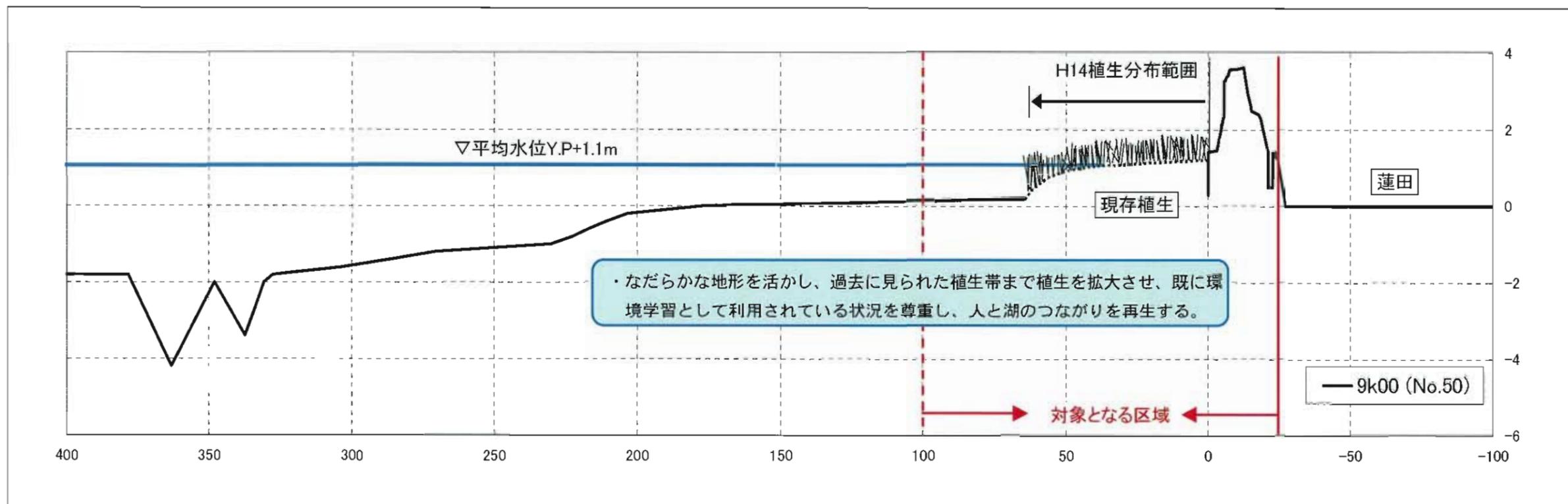
○G-G横断面図



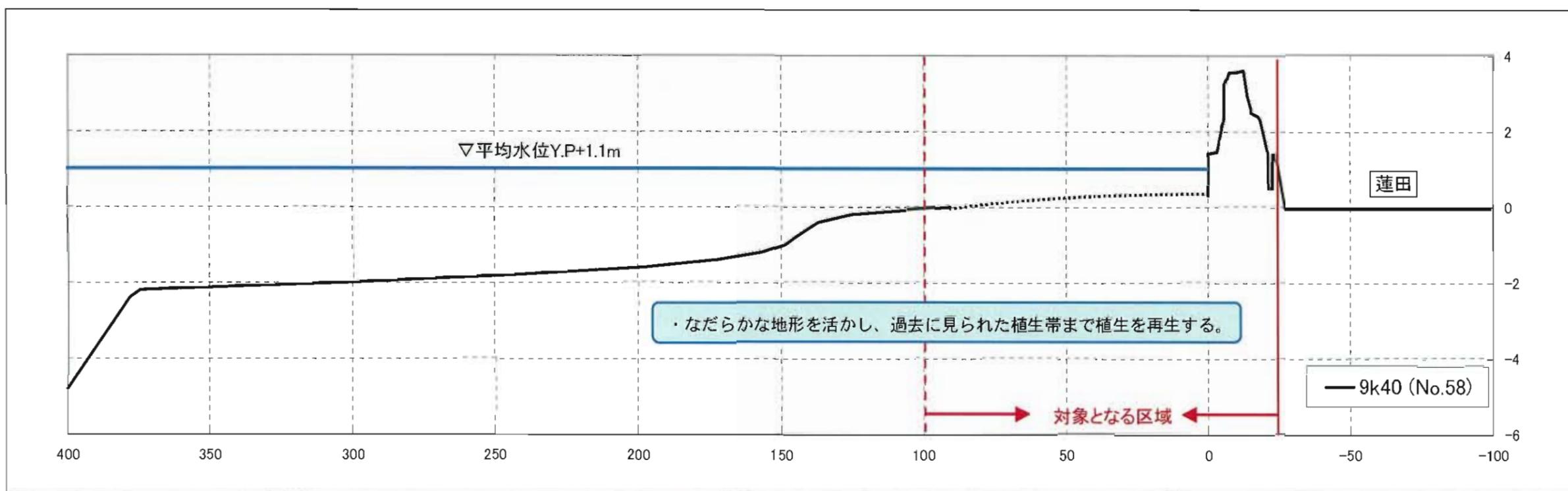
○H-H横断面図



○H' - H' 横断面図

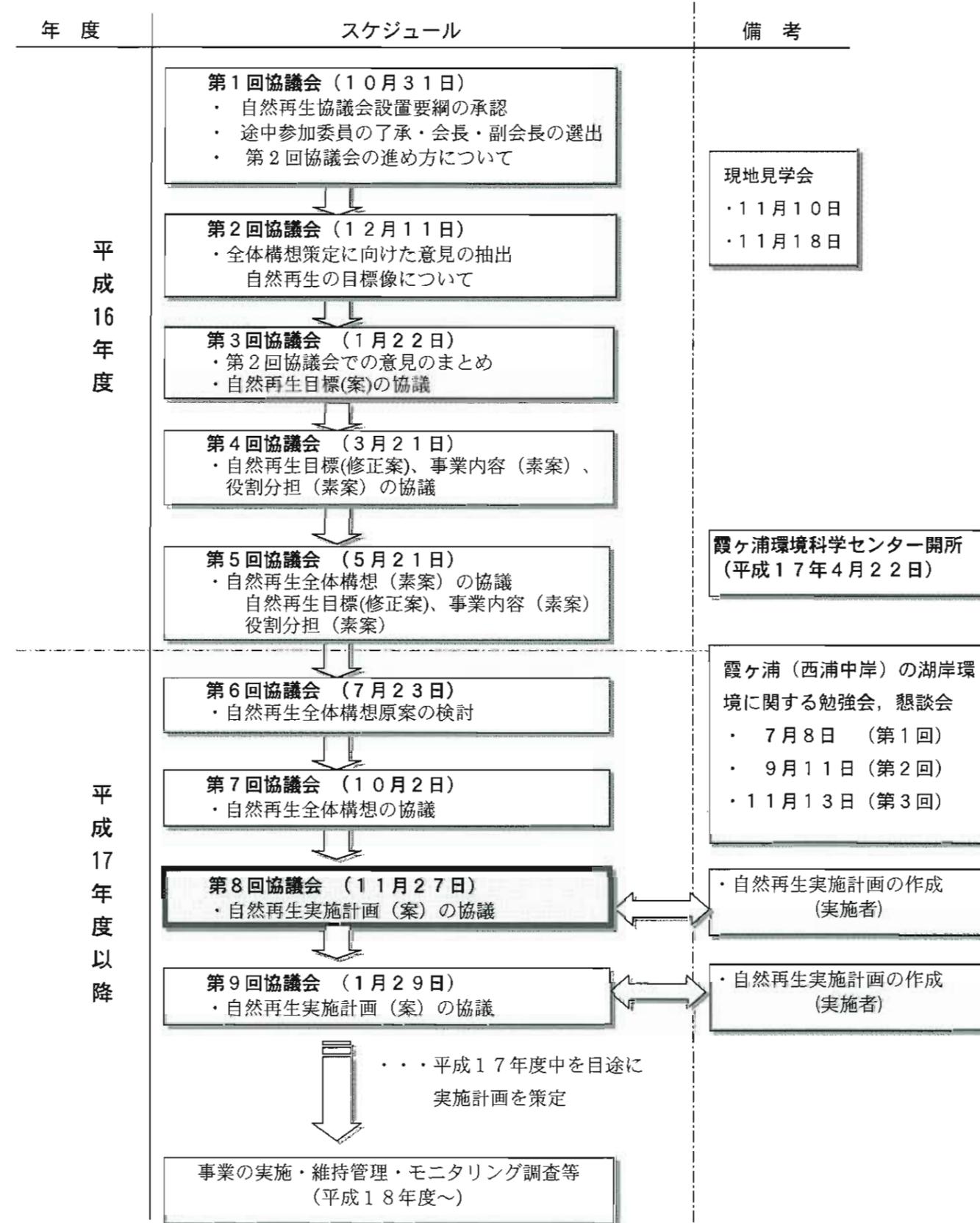


○I - I 横断面図



4. 今後の進め方

(1) 自然再生協議会全体スケジュール



(2) 第9回協議会の進め方(案)

- 第8回協議会で出された意見を踏まえ、事業を実施するための具体的な方法について示し、協議する。
- その他の実施計画が提出された場合は、併せて協議する。

<参考>自然再生事業実施計画について
 自然再生推進法 第九条

実施者は、自然再生基本方針に基づき、自然再生事業の実施に関する計画(以下「自然再生事業実施計画」という。)を作成しなければならない。

2 自然再生事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一、実施者の名称又は氏名及び実施者の属する協議会の名称
- 二、自然再生事業の対象となる区域及びその内容
- 三、自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果
- 四、その他自然再生事業の実施に関し必要な事項

5. その他

・第3回霞ヶ浦（西浦中岸）の湖岸環境に関する勉強会の報告

(1) 日時

平成17年11月13日（日）13:30~15:30

(2) 会場

霞ヶ浦環境科学センター 1F 多目的ホール

(3) 参加者（合計58名）

専門家4名、公募委員11名（団体3名、個人8名）、一般26名（マスコミ1名含む）
関係行政機関17名（国土交通省霞ヶ浦河川事務所8名、水資源機構5名、その他4名）

(4) 議事

①元筑波大学 前田 修 教授

話題提供：霞ヶ浦（西浦）の植生と水位

②国土交通省 霞ヶ浦河川事務所 唐澤係長

話題提供：霞ヶ浦の水位と水位運用試験について

③質疑応答

